特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	定額減税補足給付金の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、定額減税補足給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

木曽岬町

公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

請求先

1. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	定額減税補足給付金の支給に関する事務
②事務の概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、定額減税しきれないと見込まれる方を対象に定額減税補足給付金(調整給付)を給付するために以下の事務を取り扱う。 1. 対象者の抽出・管理 2. 対象者の公金受取口座の情報を取得 3. 給付金の管理・支給
③システムの名称	住民税システム、給付支援システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイ	イル名
定額減税調整給付金ファイ	IL
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表1項135 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワー	-クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 1. 番号法第19条第1項第8号及び別表1の135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条160の項、第1629【情報提供】 提供なし
5. 評価実施機関にお	ける担当部署
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	

危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先 福祉課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6104			
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した		
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数				
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和7年7月1日 時点		
2. 取扱者勢	数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点		
3. 重大事故				
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	人 [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類				
	項目評価書] ***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通り	こた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・済	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		申請者からは取得せずに情報連携が可能であることにより、特定個人情報を 巻システム内で完結するため、特定個人情報漏洩リスクはないと考える。		
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検 [〇] 巾	内部監査		
10. 従業者に対する教育・				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目	評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	1)! [十分である] 2): 3)!	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、PWなどを適切に管理すると	ともに、離席時のログアウトを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年6月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	様式変更に伴う修正。
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	不足額給付対象者抽出の事 後評価及び定期見直し作業に よる。